

～農業所得の申告のしかた～

令和5年分農業所得を申告される方は、収支内訳書の作成が必要です。家庭菜園だけなど自家消費のみの方は農業所得を申告する必要はありません。確定申告をされる方は収支内訳書を税務署に提出してください。

収支内訳書の作成

(1) 農業収支計算の前に確認していただきたいこと

- 農業所得は、暦年で計算します。(令和5年1月1日～12月31日)
- 農業申告は、経営主などが行い、同一生計内の家族の収入、経費をまとめて申告します。

(2) 収入金額の各費目の具体例 (内訳は裏面に記入)

科目	内容等
① 販売金額	農作物を出荷・販売した品目別に集計します(契約米、クズ米)。JA、自主流通、市場、無人市、個人販売など、肉用牛売却証明書。
② 家事・事業消費	家事および事業のため消費するものの額(収穫-販売)を計上します。収穫時の年の収入として販売価格などを参考に計算します。保有米の袋数もメモなどで控えておきましょう。
③ 雑収入	上記以外の農業関連収入などを計上します。米精算金、共済受取金、耕作受託料、補助金、中山間直払交付金、営農組合収入(利益配分金)、電柱敷地料など。

(3) 必要経費の費目の具体例

科目	内容等
⑧ 雇人費	常雇、臨時雇人費などの労賃や賄費(家族への支払いは含まない)
⑨ 小作料・賃借料	農地賃借料、農機具などの賃借料、共同施設利用料
⑩ 減価償却費	取得価額10万円以上の建物、機械、貨物自動車等、用水路や地下排水など農業施設の工事費(取得価額や工事費を耐用年数内で均等に経費算入します。収支内訳書裏面で別途計算)
⑫ 利子割引料	農業用の借入金に係る支払利息(元金は経費に入らない)
㊦ 租税公課	農業部分の固定資産税、軽自動車税(使用割合)、水利費、農協組合費(出資金・増資は入らない)
㊧ 種苗費	種もみ、種子苗などの購入費用
㊨ 肥料費	肥料の購入費用
㊩ 農具費	鋤、鎌、台車、刈り払い機、ポンプなど取得価額が10万円未満の農具の購入費用
㊪ 農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など
㊫ 諸材料費	ビニール、縄、すくも、杭、畔波などの購入費
㊬ 修繕費	農機具、農業用自動車、建物などの修理に要した費用や車検費用(使用割合)
㊭ 動力光熱費	農業に要した電気、水道、燃料などの費用(使用割合・生活用と分ける)
㊮ 農業共済掛金	水稻、果樹、家畜の共済金、価格補てん負担金・拠出金など
㊯ 土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用(受益者負担金10a当たり上限1万円)
㊰ 雑費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費・中山間・営農組合の経費(損失配分金)など

↑ 記号番号は、収支内訳書の番号と対応しているため、集計後は収支内訳書の同じ記号番号の欄に転記してください。

(4) 主な資産の耐用年数および償却率

種類	用途・構造	細目	耐用年数	償却率 (新定額法)
建物	木造	倉庫用・作業場	15年	0.067
	簡易建物	掘っ立て造り・仮設	7年	0.143
機 械 具	農業機械・器具	トラクター・運搬車・ロータリー・コンバイン もみすり機・乾燥機・田植機など	7年	0.143
器 具 備	ビニールハウス	金属製(仮設)	10年	0.100
		金属製(常設)	14年	0.072
車 両 運搬具	一 般 用	軽貨物自動車	4年	0.250
		普通貨物自動車	5年	0.200

【新定額法の計算方法】 減価償却費は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも計算できます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{資産の取得価額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{償却率} \\ \text{(耐用年数)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所有月数} \\ \hline 12 \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{農業専用割合} \\ \text{(使用割合)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{その年の} \\ \text{減価償却費} \\ \hline \end{array}$$

令和5年度 農業収支作成相談会

農業収支内訳書の自己作成を支援する相談会を開催します。農業所得の申告で分らないところがある方は、必ず来場してください（申告相談時は農業相談員がいないため、農業相談を受けることはできません）。

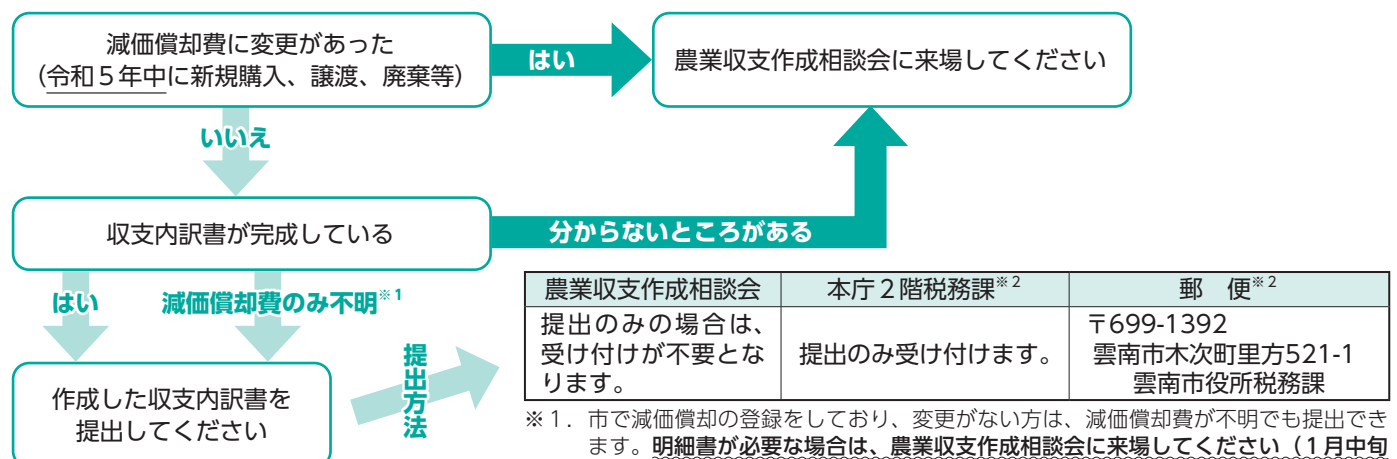
○日程表 【受付時間】 午前の部 8:30～11:00 午後の部 13:00～16:00

大東町（大東地域交流センター）		加茂町（加茂健康福祉センター）		木次町（木次総合センター）	
日時	対象	日時	対象	日時	対象
1/24 (水)	午前 大東	1/22 (月)	午前 立原・近松・加茂中	1/19 (金)	午前 木次・新市・宇谷
	午後 春殖		午後 大西・南加茂・宇治・神原		午後 下熊谷・東日登
1/25 (木)	午前 幡屋	1/23 (火)	午前 大竹・延野・大崎・猪尾・昭和・砂子原	1/22 (月)	午前 西日登
	午後 幡屋・阿用		午後 三代・岩倉・東谷		午後 寺領
1/26 (金)	午前 佐世	1/23 (火)	三代・岩倉・東谷	1/23 (火)	午前 上熊谷・里方・山方
	午後 佐世・久野				午後 湯村・平田
1/29 (月)	午前 海潮	吉田町（吉田総合センター）		掛合町（掛合交流センター）	
	午後 海潮・塩田	日時	対象	日時	対象
三刀屋町（三刀屋交流センター2階）		1/18 (木)	午前 曾木・上山	1/24 (水)	午前 多根
日時	対象		午後 芦谷・杉戸・梅木・菅谷・高殿		午後 入間・穴見・波多
1/24 (水)	午前 飯石地区	1/19 (金)	午前 深野・川手・宇山・民谷	1/25 (木)	午前 掛合
	午後 中野地区		午後 川尻・大吉田・上町・下町・川原町		午後 松笠
1/25 (木)	午前 殿河内・里坊・坂本(鍋山)	牛飼養農家（免税牛所得）の方 市役所本庁舎2階で水稻も併せて収支相談を実施します。1月の相談会への参加は不要です。別途、送付している案内を確認してください。			
	午後 乙加宮・根波別所				
1/26 (金)	午前 三刀屋地区・古城・伊萱				
	午後 給下・高窪				

○税務課からのお願い

- ①会場での滞在期間短縮のため、不明な点を除き、必ず自宅で費目ごとの集計をして来場してください。（集計表は、市ホームページに掲載しています）
- ②電卓、筆記用具を持参してください。
- ③来場の際はマスクを着用していただき、体調が悪い場合は来場を控えてください。

費目ごとの集計ができた方は、次の矢印に沿って自身の状況を確認してください。



※1. 市で減価償却の登録をしており、変更がない方は、減価償却費が不明でも提出できます。明細書が必要な場合は、農業収支作成相談会に来場してください（1月中旬から電話にて金額のみの回答もできますので問い合わせください）。

※2. 農業収支作成相談期間（1月18日（休）～2月2日（金））内に提出してください。

令和 年分収支内訳書 (農業所得用)

あなたの本年分の農業所得はこの表に付(記載して)ください。

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所 () 自治会		業種名	依頼所所在地
フリガナ氏名	農園名	氏名(名称)	電話番号
電話番号	電話番号	電話番号	

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現物	金額	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
その他(人分)				⑧	
計					

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料等の別	面積・数量	支払額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏名	名(年齢)	続柄	従事数	延べ従事月数
	(歳)			
	(歳)			
	(歳)			
	(歳)			

科目	金額	科目	金額
(円)	(円)	(円)	(円)
科 目		科 目	
販売金額	①	修繕費	①
家事消費費金額	②	動力光熱費	②
雑収入	③	作業用衣料費	③
小計(①+②+③)	④	農業共済掛金	④
農産物の期首期末	⑤	荷造運賃手数料	⑤
棚卸高	⑥	土地改良費	⑥
計(④-⑤+⑥)	⑦		⑦
雇人費	⑧		⑧
小作料・賃借料	⑨		⑨
減価償却費	⑩		⑩
貸倒金	⑪		⑪
利子割引料	⑫		⑫
租税公課	⑬		⑬
種苗費	⑭		⑭
畜産費	⑮		⑮
肥料費	⑯		⑯
飼料費	⑰		⑰
農具費	⑱		⑱
衛生費	⑲		⑲
諸材料費	⑳		⑳
その他			
経費			
所得金額	㉑	専従者控除額	㉒
		所得金額	㉓
		⑳のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額	㉔

提出用 (令和二年分以降用)

【税務署整理欄】

⑳

㉑

〇収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼羽数)	販売金額		家事消費費	農産物の首		卸		高末
		円	kg		円	kg	円	kg	
田	a								
畑									
小計									

(令和二年分以降用)

〇減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	取得 の年月	積 又 は 数	取得 価額 (償却保証額)	① 償却 率 又 は 改定 償却 率	耐用 年数	償却 方法	② 基礎 となる 金額	③ 本年 中の 償却 金額	④ 本年 中の 償却 期間	⑤ 本年 中の 償却 率	⑥ 本年 中の 償却 金額	⑦ 本年 中の 償却 金額	⑧ 本年 中の 償却 金額	⑨ 本年 中の 償却 金額	⑩ 本年 中の 償却 金額	要 摘
計																

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

〇果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等 の名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前 年の 繰越 額	② 本年 中の 種苗 費、 素畜 費		③ 本年 中の 肥料、 農薬等 の投入 費用		④ 育成 中の 果樹 等から 生じた 収入 金額		⑤ 本年 中に 取得 した ものの 取得 価額		⑥ 本年 中の 繰越 額		⑦ 本年 中の 繰越 額	⑧ 本年 中の 繰越 額	⑨ 本年 中の 繰越 額	⑩ 本年 中の 繰越 額	要 摘
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
計																	

◎本年における特殊事情

◎本年における特殊事情
